

第3回 公益社団法人東京社会福祉士会 災害対策本部会議 議事録

日時：2024年1月17日 10:00から

会場：電話会議（一部メール）

出席：岡野範子（本部長）、寺村信行（副本部長）

新堀季之（災害対策責任者） 東早苗（災害対策副責任者）、

大塚克久（アドバイザー）、田村孝憲（事務局長）、

渡會沙織（事務局主任）

次第

1) 日本社会福祉士会の情報提供

『令和6年能登半島地震の発生に伴う1.5次避難所に対する福祉人材の派遣について』
（厚労省からの依頼）の取り扱いについて

2) 会員宛案内の文案確認

3) 東京 DWAT 登録研修の推薦要件について

議事録（要点筆記）

1) (厚労省からの依頼) 令和6年能登半島地震の発生に伴う1.5次避難所に対する福祉人材の派遣について

- ・事務局より、日本社会福祉士会より上記情報を受信したと連絡あり。
 - ・岡野本部長より、情報を確認し、すみやかに会員へ情報提供する旨、災害対策責任者（新堀）に指示あり。
また、東京として取りまとめた場合の、災害救助法等で求償されない費用について、会として支弁する必要性のある活動等を試算・試算することの指示あり。
 - ・災害対策責任者より事務局（田村事務局長）へ、当件は日本社会福祉士会宛の依頼であり、取りまとめ等の取り扱いについてどのように考えているか、日本社会福祉士会への問い合わせを依頼。
 - ・田村事務局長より、日本社会福祉士会の回答を受ける。
当該依頼は、主に介護人材の支援要請であり、会としては情報提供に留める。
都道府県社会福祉士会へは、そのような周知をされたい。
 - ・災害対策副責任者（東）、アドバイザー（大塚）より、同等の情報・見解あり。
 - ・日本社会福祉士会より、「費用弁償は施設からが基本となるため（個人が勤務している）施設の了解を得るよう、注意喚起、周知いただきたい」と厚労省から追加の周知依頼をいただいておりますので、本会のホームページには、以下のご案内させていただいております。
-

○費用弁償は施設からが基本となるため、必ず施設の了解を得た上で、申込みいただくようご注意ください。

との追加情報。

2) 会員宛案内の文案確認

1 の情報により、

①東京で取りまとめはしない（派遣元事業所としては考えない）
ゆえに、災害救助法等で求償されない費用については検討不要

※今後の検討課題とする

③情報提供は行う

として文案作成

（文案）

被災地支援についてお知らせいたします。（情報提供）

現在、先だってお伝えした東京 DWAT につきましては、2024 年 1 月 12 日（金）、災害福祉支援ネットワーク中央センター（全社協）から、各都道府県 DWAT 事務局（東京都の場合は東京都災害福祉広域支援ネットワーク；東社協）を通じて、石川県における 1.5 次避難所での支援活動の派遣可能期間について調査が入っております。東京 DWAT に登録している会員の皆様におかれましては、対応方、よろしくお願ひいたします。

また、厚生労働省より日本社会福祉士会に対し派遣要請がありました。

（参考：<https://www.jacsw.or.jp/citizens/saigaitaisaku/2023Noto/2024-0117-1020-9.html>）

こちらは、社会福祉士であって、介護の知見を有する方の派遣についての協力依頼です。この活動は、1.5 次避難所に受け入れた者のうち、高齢者等の介護を必要とする者への対応といった、介護業務を中心としたものになりますが、被災地の現状を鑑み、可能な範囲でご協力をお願いできればと思います。

詳細は日本社会福祉士会 Web サイトの事務連絡をご確認ください。

なお、活動にあたりましては、個人のご判断で所属組織と相談しておすすめてください。

（文案終わり）

※東京 DWAT の動きについても追加して情報提供する

3) 東京 DWAT 登録研修の推薦要件について

令和 6 年 1 月 29 日（月）開催の「令和 5 年度 第 2 回 東京都災害派遣福祉チーム員「東京 DWAT」登録研修会」の受講申込締切が 1 月 15 日だが、所属団体が推薦団体でない、もしくは個人で活動している会員が当会の推薦を受けたいと希望されているが、いかがするか。

・現状では、先の本部会議で確認した 2 要件とするが、登録者を増やすこと、また推薦を受けられない会員へのフォローもあり、要件については改めて検討することとした。

以上（記録：新堀）